

大気測定局適正配置に係る環境審議会への諮問について

大気汚染常時監視測定局の適正配置について、北九州市環境審議会（平成 30 年 4 月 19 日開催）へ諮問しましたので、報告します。

1 趣 旨

本市では、市民の健康影響を未然に防止するための緊急時対応や、環境基準の維持・達成に向けた取組に資する基礎データの収集などを目的に、市内 21 ヶ所に測定局（添付資料）を設置し、大気環境の常時監視を行っている。

現在の監視体制は、平成元年の審議会答申に基づき決定したものであるが、その後約 30 年が経過し社会情勢が大きく変化し、また、将来更に変化することが予測されており、今後、本来の目的を達成できなくなるおそれがあるため、今回、測定局の配置について見直しを行う。

2 検討のポイント

(1) 現在までの変化<平成元年見直し以降>

- ・工場集積地の変化（門司区工場群の縮小、若松区響町の工場立地）
- ・自動車排ガスの改善（自動車単体の排ガス規制）

(2) 将来想定される変化<平成 30 年代前半まで>

- ・ばい煙発生施設の計画（火力発電所の新規稼働、鉄鋼関連施設の停止）
- ・自動車単体の更なる技術向上（次世代自動車の普及）

(3) 越境大気汚染

アジア地域の大気汚染の影響によるとされる光化学オキシダントや PM2.5 の一時的な濃度上昇に伴う緊急時の対応

3 検討の方向性

- ・これまでに得られた大気環境データや将来シミュレーション結果など科学的な知見に基づく合理的な監視体制の再構築
- ・越境大気汚染の影響を正確に捉え、より一層の市民の安全・安心の実現に向けた監視体制の確保

4 環境審議会（4/19）における主なご意見

- ・測定局の移設に当たっては、過去の観測データとの継続性も考慮すべき。
- ・大陸からの影響をいち早く捉えられるような配置も必要である。
- ・若松区では、若戸トンネル開通など道路状況が変化している点、また、火力発電所の立地も予定されている点などを考慮すべき。

5 今後のスケジュール

平成 30 年 4 月 19 日

環境審議会への諮問

（専門部会を設置の上、素案の検討）

（パブリックコメント）

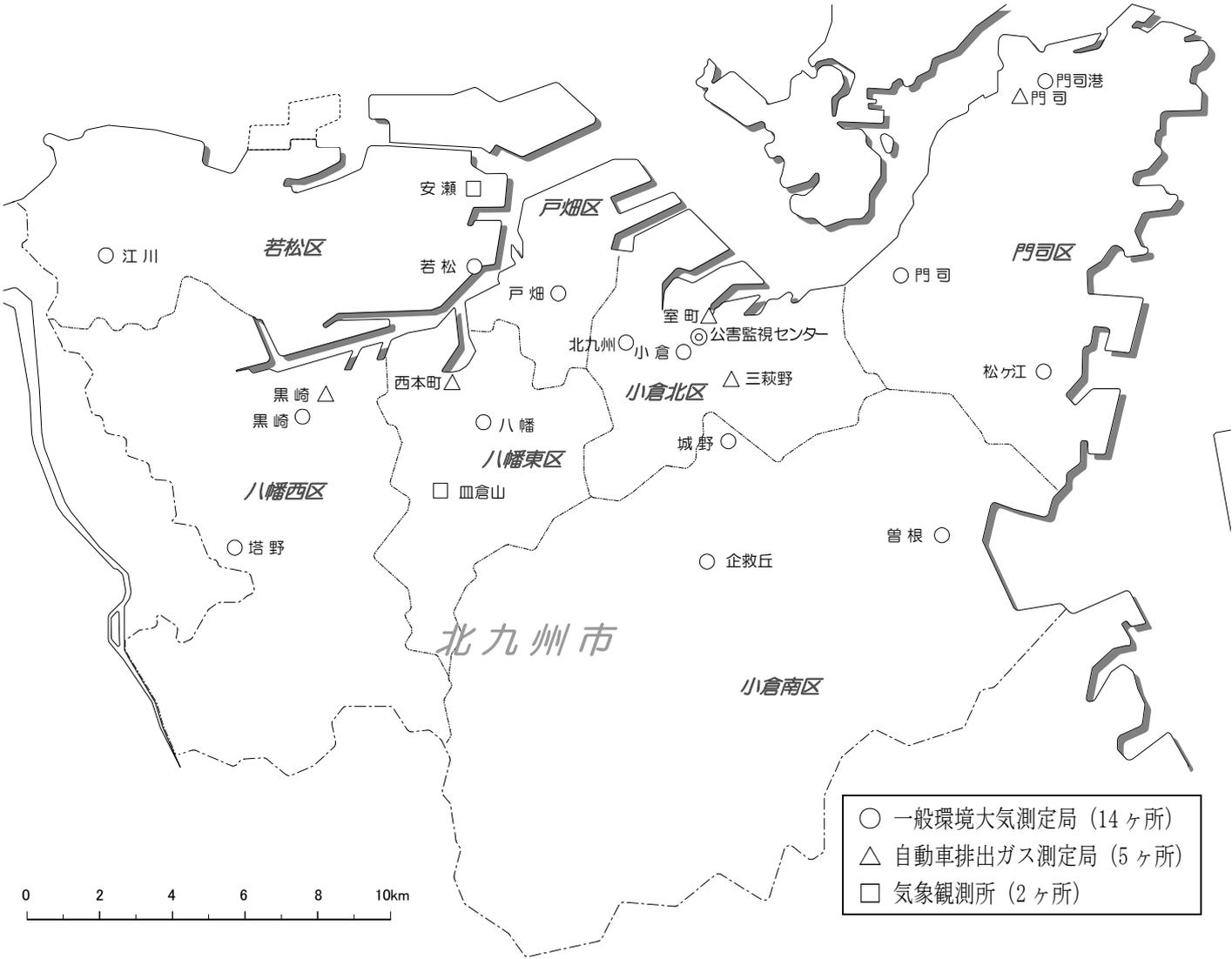
平成 30 年末頃（予定）

環境審議会の答申

平成 31 年度早々（予定）

新監視体制の整備及び測定開始

本市における大気常時監視測定局（市内21ヶ所）



大気汚染常時監視測定局の適正配置 について（諮問）

北九州市 環境局 環境監視課
平成30年4月19日

1

大気汚染に関する常時監視

【法的な位置づけ】

大気汚染防止法 ＜目的(第1条)＞

大気の汚染に関して、国民の健康を保護し、生活環境の保全を図る。

＜常時監視(第22条)＞

都道府県知事(政令市の長を含む。)は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。また、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

＜リアルタイム監視項目(環境基準が定められているもの)＞

二酸化いおう(SO₂) 二酸化窒素(NO₂) 浮遊粒子状物質(SPM)
光化学オキシダント(Ox) 一酸化炭素(CO) 微小粒子状物質(PM2.5)

2

本市施策の位置づけ

【行政計画の位置づけ】

北九州市環境基本計画(H29.11.22改定)

＜政策目標 第4＞

将来世代を考えた豊かなまちづくりと環境・経済・社会の統合的向上

＜基本施策1＞

安全・安心でレジリエント(強靱)なまちづくり

＜(1)大気・水・土壌環境等の保全＞

大気汚染防止法等に基づき、工場・事業場に対する監視・指導や常時監視等を行い、環境基準の達成・維持を図る。

3

本市の大気汚染常時監視体制

【大気汚染常時監視体制】

- ・市内21ヶ所に測定局を設置し、市内の大気環境を、公害監視センター(市役所本庁舎)にて集中監視。
- ・実況値(1時間値)を、環境省及び福岡県ホームページで公表。



4

公害監視センター及び測定局



5

大気汚染常時監視体制の変遷

【これまでの変遷】

＜昭和39～昭和44年＞ 3局（戸畑・八幡・若松） → 12局
産業公害の監視を目的に測定局の整備を開始し、洞海湾を中心に増設。

＜昭和45～昭和63年＞ 12局 → 24局
光化学スモッグ等の緊急時対応を見据え、公害監視センターによる集中監視体制の確立し、その後、昭和55年までに測定局を更に増設。

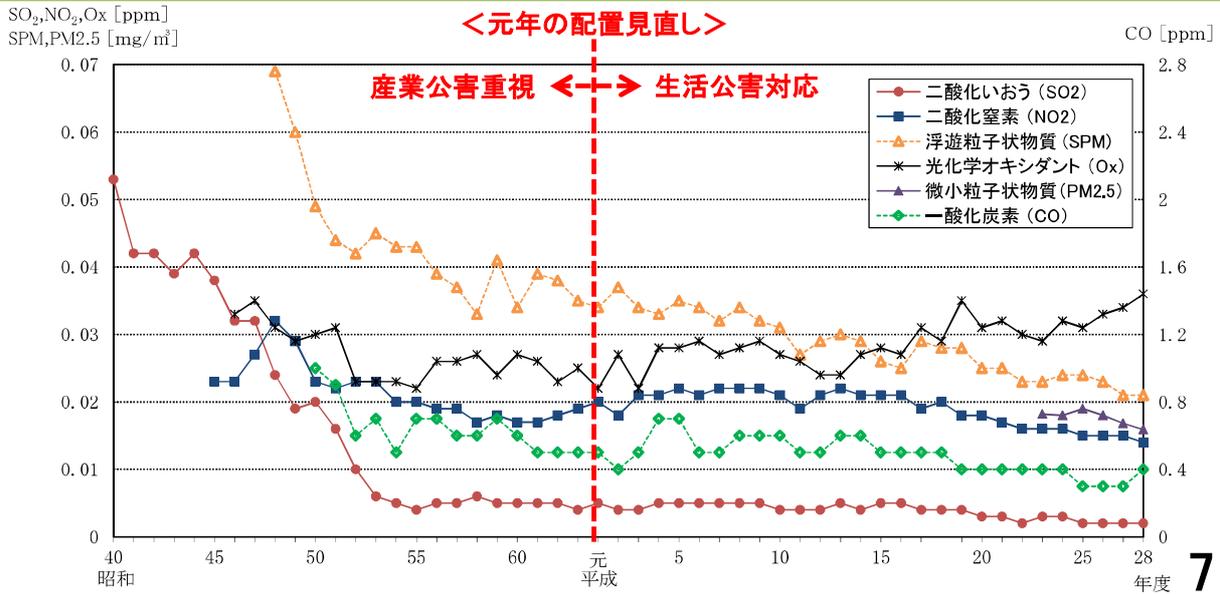
＜平成元年 配置見直し＞ 24局 → 21局
社会情勢の変化を踏まえた審議会の答申を受け、産業公害偏重の見直し、自動車など生活公害への対応のため。

＜現在＞
その後約30年が経過し、大気環境や社会情勢が変化

6

市内の大気環境の変化(全市平均)

- 「二酸化いおう」「浮遊粒子状物質」は、**公害対策とともに昭和50年代に大幅に改善され、近年も更に減少傾向。**
- 「二酸化窒素」「一酸化炭素」は、昭和60年代以降、自動車台数の増加等により増加傾向にあったが、**自動車の排出ガス規制等に伴い平成10年代より減少傾向。**
- 一方で、「光化学オキシダント」は、**大陸からの影響等もあり、近年増加傾向。**



7

市内の環境基準適合状況

- 「光化学オキシダント」及び「PM_{2.5}」以外は、**全測定局で環境基準に適合。**
- 「PM_{2.5}」は、**平成27年度に初めて環境基準に適合し、その後も徐々に改善。**

項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度 (速報値*)	
	適合局 / 測定局数	適合率	適合局 / 測定局数	適合率	適合局 / 測定局数	適合率	適合局 / 測定局数	適合率
二酸化いおう	14/14	100%	14/14	100%	14/14	100%	14/14	100%
二酸化窒素	19/19	100%	19/19	100%	19/19	100%	19/19	100%
一酸化炭素	6/6	100%	6/6	100%	6/6	100%	6/6	100%
浮遊粒子状物質	19/19	100%	19/19	100%	19/19	100%	19/19	100%
光化学オキシダント	0/14	0%	0/14	0%	0/14	0%	0/14	0%
微小粒子状物質	0/11	0%	2/11	18%	3/11	27%	6/11	55%

※速報値…今後の取りまとめ作業において変更が生じる可能性がある。

8

社会情勢の変化

< **現在**までの変化(平成元年の見直し以降)>

- ・工場集積地の変化 (門司区大里工場群の縮小、若松区響町への工場立地)
- ・自動車排出ガスの改善 (自動車単体の排出ガス規制など)

< **将来想定**される変化(～平成30年代半ば)>

- ・ばい煙発生施設の新規稼働や廃止※
〔 **【新規稼働】** 火力発電所(若松区) 鉄鋼関連施設(戸畑区) 〕
〔 **【廃止】** 鉄鋼関連施設(小倉北区) 〕
- ・自動車単体の更なる技術向上 (次世代自動車の普及など)

※大気汚染防止法や環境影響評価法(条例)に基づく行政手続き、及び企業の報道発表情報などで把握できているもの。

< **越境大気汚染**>

アジア地域の大気汚染の影響によるとされる光化学オキシダントやPM2.5の一時的な濃度上昇に伴う緊急時の対応

9

検討の方向性(案)

- これまでに得られた大気環境データや社会情勢の変化を踏まえた将来シミュレーション結果など 科学的な知見に基づいた合理的な常時監視体制の再構築
- 越境大気汚染の影響を正確に捉え、より一層の市民の安全・安心の実現に向けた常時監視体制の確保

10

検討の進め方(案)

<検討にあたっての留意点>

1 科学的な知見に基づく配置(案)の検討

→ 大気環境に関する専門知識を有する学識経験者の参画
(※検討に用いる大気環境データやシミュレーション結果等は事務局より整理・提出)

2 越境大気汚染など広域的な大気保全行政との整合

→ 県域の大気汚染常時監視及びPM2.5注意喚起を所管する福岡県の参画

3 光化学オキシダントやPM2.5対策など国の最新動向を踏まえた検討

→ 即応性の高い小規模の会合

専門部会で素案を検討

報告

環境審議会で答申案を審議

答申

11

スケジュール(案)

【スケジュール(案)】

平成30年4月

環境審議会への諮問

・配置(案)の検討
・パブリックコメント

平成30年末頃(予定)

環境審議会の答申

平成31年度早々(予定)

新監視体制の整備
及び測定開始

12